安全管理審査について

現在の安全管理審査制度

電気工作物を設置する事業者は電気事業法第51、55条に基づき、自主検査を行い、技術基準への適合性を確認し、その記録を保管する必要があります。そして、その自主検査完了後に以下の安全管理審査を受審する必要があります。

使用前安全管理審査

⇒ 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽光発電所、風力発電所、蓄電所、変電所、送電線路、需要設備に属する電気工作物

定期安全管理審査

⇒ 火力発電所、燃料電池発電所、風力発電所に属する電気工作物

（火力発電所又は燃料電池発電所において、溶接自主検査を実施された場合、上記のいずれかの安全管理審査時に検査記録の確認を実施）

主な対象設備

使用前安全管理審査

発電所	・水力発電設備　・出力1万kW以上の内燃力発電所の設置 ・出力500kW以上の燃料電池発電所または風力発電所の設置 ・出力2000kW以上の太陽光発電所の設置 ・出力1000kW以上のガスタービン発電所の設置 ・送電電圧17万V以上のものに係る送電線引出口の遮断器の設置
需要設備	・受電電圧1万V以上の需要設備の設置 ・受電電圧1万V以上の需要設備と電気的に接続するための遮断器の設置 ・電圧1万Ｖ以上の機器であって、容量1万kV･Aまたは出力 1万kW以上のものの設置 ・電圧5万V以上の電線路の設置
蓄電所	・出力1万キロワット以上又は容量8万kWh以上の蓄電所の設置

定期安全管理審査

発電所	・蒸気タービン及びその付属設備　・ガスタービン及びその付属設備 ・ボイラー及びその付属設備　・液化ガス設備（内燃機関を除く） ・燃料電池用改質器　・風力発電設備

具体的な対象設備については、お問い合わせ下さい。

当協会での受審メリット

当協会での受審メリット

- 平成12年の安全管理審査制度スタート時からの長年の審査実績。
- 1年間で全国約700件の審査実績を通じ、蓄積された幅広い知見のご提供。
- 個別・システムでの審査、関係法令と規格類に精通した審査、いずれにも精通した審査員による審査サービスのご提供。
- 確実な技術基準適合性確認能力の保有。
- 自主検査に関する各種ご相談・法令解釈・不明点等への適確な対応。
- 検査開始(要領書作成)から審査完了までの各種問い合わせへの適確な対応。
- 法令改正情報、安全管理審査情報等のメールマガジンの配信によるタイムリーな情報提供。

当協会の審査実績

業界トップシェア

多くの審査実績をもとに、適確な審査サービスを提供します。

使用前安全管理審査

定期安全管理審査

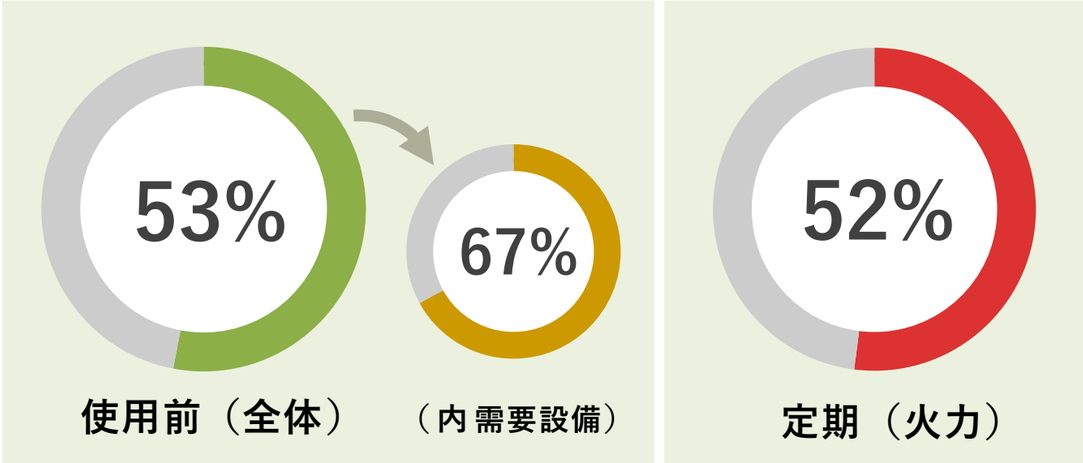

当協会の業界シェア率（２０２４年度）